

「見て見ぬふりはできない…でもどうしたらいいかわからない」

高齢者トラブルの悩みに寄り添う一冊！

あるある事例を徹底解説！

弁護士が教える ケアマネのための

高齢者生活トラブル 対応・予防のポイント

著者 真下美由起

弁護士。伊井・真下法律事務所。

2006年に弁護士登録(東京弁護士会所属)、伊井和彦法律事務所に入所。
介護・福祉関係の各種団体において法律アドバイスや多くの講演活動や研修会を行う。

著書に『悩み解消ケアマネジャーのための成年後見29事例』(筒井書房、2014年)など。

編集協力 高室成幸

ケアタウン総合研究所代表。

全国の都道府県・市町村職員、ケアマネジャー団体、地域包括支援センター、施設リーダー職員・施設長、社会福祉協議会を対象にケアマネジメント、質問力、文章力、モチベーションから高齢者虐待、リスクマネジメント、施設マネジメントまで幅広いテーマで研修講師を行う。

著書に『ケアマネ・福祉職のためのモチベーションマネジメント』(中央法規、2020年)、『本人を動機づける介護予防ケアプラン作成ガイド』(共著、日経研出版、2019年)など著書多数。



A5判 132ページ
定価 2,420円 (本体 2,200円 + 税 10%)

本書では、「ムロさんの支援ポイント」
として各事例の最後に対応術を紹介！



住まいに関する契約問題

家族による介護虐待

隣家の住人とのトラブル

認知症による徘徊、万引き

同居人によるケアプランへの口出し

利用者からのハラスメント問題

遺産相続についてのトラブル

- 高齢者トラブルのあるある事例をもとに、その対応策を法的視点から Q&A 形式でわかりやすく解説！
- 根拠法令や簡単な用語解説などもしっかり明記！ 忙しいケアマネジャーにも安心の一冊！
- トラブルの種類に応じて、利用者や家族を適切な専門機関につなげられる現場目線のポイント解説にも注目！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

あるある事例をもとに 対応策を Q&A 形式で解説！

case 03 屋根の点検業者に高額な工事をされてしまった

エピソード
妻（77歳）とふたり暮らしのAさん（77歳・男性・要支援1）は、訪ねてきた業者に屋根の無料点検を勧められた。点検後、「屋根のひび割れから雨漏りしている」「このままにしておくと家全体が朽ちる」と脅かされてしまった。Aさんは、その業者が屋根工事の契約を結んでしまった。屋根、屋根の修理の費用が高額なことが不安になり、いったん解約して検討することを希望している。

これだけ読めば大丈夫
工事の内容などに関するその説明があった場合は取り消しが可能
無料点検を口実に強迫・脅迫を受け、不安をあおるようなことを言って高額な契約を持ち込まれり方は、「点検強法」などと呼ばれています。点検強法とは、高齢者世帯で、ものを買ったりサービス（工事などを含む）を利用したりする機会、買い物、ものやサービスを提供する側（消費者）や受ける側（事業者）が十分な情報を持っていないことがあります。そのため、事業者が高齢者の前で強迫的な態度を利用して消費者にとって不利な契約を結ぶ場合、その契約を取り消すことができます（消費者契約法4条）。この事例では、業者が言ったことがすべて事実だったら問題ありませんが、実際には屋根ひび割れがないなど、工事の内容などに関するうそがあった場合は「重要事項」に関する不安な事項

Q 説明うそがあるかどうかかわからない場合、解約することはできない？

A 契約から8日以内ならクーリング・オフが可能なこともある
業者の態度や見積もりの内容に不信感を覚えるけれど、現状や工事内容などの説明にうそがあるかどうかわからない、ということもあるかもしれません。屋根の補修工事のようなケースでは、①約款取決であること、②契約日から8日以内であること、の2点を満たせば、「クーリング・オフ制度」によって契約を解除することができます。クーリング・オフでは、明書を問わず消費者側から一方的に契約を解除することができます。

Q 点検強法の業者が訪ねてきたことを、どこかに報告または通報するべき？

法令根拠もしっかり明記！
「消費者ホットライン」や地域の「消費者生活セン

を特定するため、名称や見積書など、事業者側から送られたものはすべて保管しておくことも大切です。

「ムロさんの支援ポイント」として対応術を現場目線でアドバイス！
「点検強法」では、高齢者世帯がターゲットにされる傾向があります。さらに問題なのは、点検業者と一緒に契約すると、屋根の次は耐震工事、次はリフォーム、次は換気扇……と、さまざまな業者に勧められることです。クママネにできるのは、二次被害や高利への拡大を防ぐこと。点検強法の被害を知ったら、すぐに地域包括支援センターや社会福祉協議会に報告を。町内会などに働きかけてもらい、連携して再発防止に努めましょう。

目次

はじめに	case 12 他人にけがをさせてしまった・けがをさせられた
第1章 高齢者トラブルのいろいろ	case 13 利用者が友人に貸したお金を返してもらえない
第2章 高齢者トラブル「あるある事例」から学ぶ予防と対策のポイント	case 14 徘徊して踏切に侵入しそうになった
case 01 テレビショッピングで不用品を買い込んでしまった	case 15 利用者の自宅に市役所からの督促状が
case 02 クレジットカードで高額な買い物をしてしまった	case 16 入居予定の施設の事前面談、個人的なことに立ち入りすぎでは……？
case 03 屋根の点検業者に高額な工事をされてしまった	case 17 デイサービスを提供している事業所のSNSに親の写真が投稿されてしまった
case 04 訪問してきた業者に宝飾品を安く売ってしまった	case 18 効力のある遺言書のつくり方
case 05 認知症の夫名義で契約している賃貸住宅の更新	case 19 家族が利用者をどなりつけたり無視したりする
case 06 父名義の土地を子どもが売ることほできる？	case 20 利用者の家族から介護サービスの解約・変更の申し出があった
case 07 運転免許の返納をすすめるには	case 21 ものを盗まれたと思い込んでしまう
case 08 利用者の家の庭木が道路にはみ出している	case 22 同居人がケアプランに口出ししてくる
case 09 利用者の家にごみがたまり始めている	case 23 多額の現金を自宅で管理している
case 10 認知症のある利用者が万引きしてしまった？	おわりに
case 11 利用者によるストーカー&セクハラ	

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規 ストア** **検索** CLICK!

申込書（第一法規刊）

書名	価格	部数
あるある事例を徹底解説！ 弁護士が教えるクママネのための 高齢者生活トラブル対応・予防のポイント	定価2,420円 (本体2,200円+税10%)	部
[076224]		

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いづれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所

〒 _____

機関名 **部署名** 公用 私用

〒 _____

フリガナ **TEL** _____

ご氏名 **FAX** _____

様

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印